

独立行政法人評価委員会第33回農業分科会

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課

第33回独立行政法人評価委員会農業分科会

日時：平成22年8月23日（月）

会場：農林水産省7階講堂

時間：13：27～15：42

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

第1部（農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、水資源機構）

（1）平成21年度業務実績に関する評価について

（2）平成21年度財務諸表について

（3）その他

（休 憩）

第2部（農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター）

（1）平成21年度業務実績に関する評価について

（2）平成21年度財務諸表について

（3）役員給与規程の一部改正について

（4）その他

3. 閉 会

午後1時27分 開会

○松本分科会長 皆さん、こんにちは。

定刻より若干早いようでございますが、きょう出席を予定されていらっしゃる委員並びに専門委員は全員出席でございますので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価委員会第33回農業分科会を開催いたします。

本日の議長を務めさせていただきます松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員並びに専門委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、また大変暑い中をご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本日の会合でございますが、委員10名のうち10名全員の方にご出席いただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において準用する同条第1項の過半数の出席要件を満たしていることから、成立していることを、まず、ご報告申し上げます。

それでは、事務局から、議事の進め方の説明と配付資料の確認をお願いいたします。

○消費・安全局消費・安全政策課長 消費・安全局消費・安全政策課長の嘉多山でございます。本日はよろしくお願いいたします。

早速でございますけれども、議事の進め方でございますが、議事の進め方はお手元の議事次第にございますように2部構成ということで審議を進めていただくということで考えております。

まず、第1部につきましては、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、水資源機構の4法人についてご審議をまずいただき、その後、休憩を挟みまして、第2部については、農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センターの3法人についてご審議をいただくようにしておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、次に資料でございますが、お手元にお配りしております資料をご確認をお願いしたいと思うのですが、資料につきましては、事前に送付いたしておりましたけれども、大変大部であるということですのですべてセットして卓上にも配付をいたしておりますので、ご確認をいただければと思います。

また、非常に分厚いので、途中でごらんになりながら不足がございましたら、事務局のほうにいつでもお申し出いただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○松本分科会長 それでは、早速でございますが、本日の1つ目の議題に入りたいと思います。

1つ目の議題は「平成21年度業務実績に関する評価について」でございます。

最初に、各法人のプロジェクトチームからそれぞれご説明をいただきまして、その後、まとめて質疑を受けることにいたします。

それでは、まず、農畜産業振興機構プロジェクトチームの青柳委員からご説明をお願いいたします。

○青柳委員 それでは、農畜産業振興機構の平成21年度の評価結果につきまして、農畜産業振興機構プロジェクトチームを代表しまして、私、青柳からご報告申し上げます。

プロジェクトチームのメンバーは、安部委員、石田専門委員、福田専門委員と私の4名でございます。

それでは、平成21年度の評価結果についてご説明いたします。お手元に配付されております資料2-1、独立行政法人農畜産業振興機構の平成21年度に係る業務の実績に関する評価結果（案）の1ページの業務実績の総合評価に沿って説明させていただきます。

全体的な評価結果といたしまして、平成21年度の業務は中期計画の達成に向けて順調に行われており、A評価といたしました。

1の評価に至った理由といたしまして、まず（1）の評価の手法ですが、プロジェクトチームは平成22年8月3日、機構本部において検討会を持ち、機構から提出された自己評価シート、補足資料並びに財務諸表等に基づき業務実績の内容を聴取し評価の作業を進めました。

評価はあらかじめ定められた評価基準等に基づくとともに、総務省、政策評価独立行政法人評価委員会の独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点、平成21年3月30日付のものですが、もう一つ、独立行政法人整理合理化計画、平成19年12月24日閣議決定を踏まえて実施された監事監査報告書の内容についても参考に評価を行いました。

（2）の評価実施の過程でございますが、中期計画の小項目を単位として、a、b、cの3段階評価を行いました。その結果、小項目168項目中147項目がa評価、3項目がb評価、指定食肉の買入れ業務など、業務の実施に至らず評価外となった項目が18項目でした。

次に、中項目の評価については、小項目の評価結果の積み上げと各小項目の達成率及び

その他の要因を分析して評価を行ったところ、22項目中17項目が a 評価、評価の対象外となったものが5項目ありました。

大項目の評価及び総合評価については、中項目の評価結果の積み上げと各中項目の達成率及びその他の要因を勘案して評価を行った結果、大項目については7項目中5項目が a 評価、評価対象外が2項目ありました。

総合評価は、冒頭申し上げましたとおり、21年度業務は中期計画達成に向けて順調に行われていると判断してA評価といたしました。

業務運営に対する主な意見等については、同資料の1ページの中段以降に、2、業務運営に対する主な意見等として記載しております。時間の関係もございますので、簡単に報告させていただきます。

(1) の業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の、①事業費の削減、効率化については、19年度比で23%減と中期目標に照らし十分に削減されていますが、配合飼料価格の高騰や景気低迷による畜産物価格の低下といった情勢等を背景に農林水産省から緊急的な要請に応じ、畜産自給力強化緊急支援事業及び豚肉価格安定緊急対策事業等の緊急的対策を実施しており、評価指標に基づき、これらの事業費を除いた上で評価を行ったものです。

業務運営の効率化のうち②の経費の抑制については、平成19年12月に策定した随意契約見直し計画に基づく随意契約の積極的な見直しを初め、業務運営の効率化、福利厚生の見直し等により、一般管理費、これは退職給与は除きますが、については19年度比26%減と十分に抑制されています。

人件費については、削減に向けた取り組みの結果、平成17年度比で12%削減し、中期目標に照らして十分に削減されています。一方、機構の平成21年度における地域・学歴を勘案した給与水準は107.1と国家公務員を上回っておりますが、これは旧法人において業務のIT化等により一般職員を中心に人員の削減を進めてきたことなどに伴い、管理職割合が高くなったこと等によるものと考えられ、引き続き計画的な見直しに取り組むことが望ましいと考えております。

このような背景のもと、機構では平成17年12月から本俸水準の引き下げ等を行う給与構造の見直しを着実に推進しているほか、平成20年度からは新たな人事管理制度として、管理職ポストオフ制度、管理職への昇格抑制、昇給幅の抑制、業務専門職等を導入したことにより管理職割合は平成16年度の46.2%から平成22年度期初には32.8%に順調に引き下げ

られたとともに、給与水準についても平成18年度の114.1から平成20年度には107.1へと着実に低下してきました。

今後もこれらの取り組みを継続し、中期計画に掲げた目標を確実に達成することが期待されます。

契約については、随意契約見直し計画に基づき、契約の状況を定期的にホームページに公表しているほか、随意契約等審査委員会に諮った上で事務室の賃貸借契約や都道府県への委託費等を除き、随意契約から一般競争入札等の競争性のある契約へ移行しております。

また、競争入札の際に公告期間の延長等の取り組みを実施することにより、一者応札の占める割合についても平成19年度の30%から12%に低下しております。さらに、総務省からの事務連絡、独立行政法人における契約の適正化を踏まえて契約に関する規定の見直しを行ったほか、内部監査、監事監査等において事後のチェックが適正に行われています。これらの取り組みを引き続き継続し、適正な契約事務が継続されることが期待されます。

③の業務執行の改善については、理事長みずからが四半期ごとに業務の進捗状況の点検・評価を行った上で、第三者機関による点検・評価を行っております。また、内部監査マニュアルに基づく内部監査に加え、平成20年4月には計画どおりコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス推進計画に基づく取り組みを実施することにより内部統制機能の強化が図られています。

④の機能的で効率的な組織体制の整備については、経理部門について、総括・調整機能の強化を図るため、調整課を新設するとともに、畜産、野菜、砂糖の部門別3課体制から2課体制に再編し、機能的・効率化が図られています。また、地方事務所については、地方事務所のあり方を検討するため、地方事務所の業務実績等点検チームを設置し、現行中期計画期間終了までに結論を出す方向で点検を実施しており、今後も機能的・効率的な組織体制の整備が期待されます。

⑤の補助事業の効率化等については、畜産業振興事業の事業実施主体の選定に当たり透明性の確保のため公募方式を導入しており、事業ごとに設けていた公募要件の撤廃など応募者の増加に取り組んでいます。また、新規等の事業を含め、費用対効果分析等の評価手法を用い採択するなど、補助事業の効率的な執行が図られています。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置の、①畜産業振興事業については、数次にわたる政府緊急対策を含め、迅速かつ適正に事業を実施しています。学校給食用牛乳供給事業については、巡回指導の

実施、事業計画等の事前検証を行ったほか、平成20年度に策定した評価指標に基づく各メニューの事業成果等を実施し、事業の重点化と効率化に積極的に取り組んでいます。

②、国際約束に基づく指定乳製品等の輸入については、乳製品の需給状況を踏まえ、国際約束に従って国が定める数量の全量13万7,000トンの輸入契約を締結しています。また、平成21年度からは需要者からの要望を踏まえて新たにバターオイルを輸入品目に追加し、指定乳製品等の輸入業務を的確に実施しています。

③、野菜関係業務については、生産者補給交付金等の迅速な交付に努めたほか、加工・業務用需要への対応を促進する観点から、全国規模の生産者と実需者との交流会等の開催等に積極的に取り組んでおり、この結果、契約取引において一定の成果に結びついています。

④、砂糖・でん粉関係業務については、生産者等への交付金を定められた期間内に迅速に交付するとともに、でん粉関係の緊急対策についても農林水産省からの要請に基づき、迅速かつ的確に事業を実施しています。

⑤、情報収集提供業務については、情報利用のニーズを的確に把握するため、情報利用者等による情報検討委員会を開催し、その意見等を的確に反映させるとともに、農政の課題に対応した各種情報提供を行っており、その内容に対して外部機関等からの反響が多数あったほか、外部情報誌等にも多数引用されています。また、外部の者を対象とした調査報告会等を開催するなど、国内外の重要情報の提供に積極的に取り組んでいます。

⑥、資金の流れに関する情報公開については、資金の流れについてホームページで公表するとともに、機構から直接交付及び公益法人等を経由して交付された補助金により造成された基金等の保有状況、平成21年10月に公表しています。また、平成21年度の実績については、国からの交付額、勘定間の資金の流れ等に関する情報を加え、よりわかりやすく情報公開することが期待されます。

次に、3の予算、収支計画及び資金計画に関し、②の余裕金の効率的な運用状況については資金管理運用基準に基づき、安全性に十分留意しつつ、効率的な運用を行っています。

③、旧法人が実施していた債務保証業務に係る破産更生債権等については、機構発足時に承継し同額の貸倒引当金を計上していますが、更生債権の弁済計画に基づき求償権の回収等に努めています。

④の関連法人等に対する出資は、旧法人から承継したものであり、独立行政法人化以降は新たな出資は行われていません。関連法人等への出資金はその目的、必要性等が検討さ

れた結果、財務諸表及び附属明細書においても引き続き適切に管理されています。

(4) 短期借入金の限度額の②ですが、砂糖勘定及びでん粉勘定においては、繰越欠損金が発生しておりますが、各業務を制度に従い適切に運営した結果、発生した調整金の収支差であり、機構は短期借入金の金利について入札により金利負担の軽減を図るなど、繰越欠損金増大の抑制に向け努力しています。

このほか、6の重要な財産に関連して機構が保有する施設は、職員の宿舎だけではありませんが、その利用状況についても整理されており、有効に利用されています。

以上、農畜産業振興機構の平成21年度評価結果の概要をご報告申し上げます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして農業者年金基金プロジェクトチームの森田明委員からご説明をお願いします。

○森田委員 農業者年金基金プロジェクトチームの森田でございます。

当プロジェクトチームにおける農業者年金基金の平成21年度業務実績評価の検討結果につきましてご報告させていただきます。

当プロジェクトチームは、先月7月26日に布施専門委員、森田慎二郎専門委員、それと私の3名が出席いたしまして検討を実施いたしました。

それでは、平成21年度業務実績評価についてご説明いたします。資料2-2をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページですが、当プロジェクトチームでは、法人から提出された自己評価シート及び業務実績報告書などの資料をもとに各評価項目について評価基準に基づき評価した結果、すべての中項目においてA評価となりました。これらを踏まえまして、全体としては順調に業務が実施されていると判断し、総合評価はA評価といたしました。

それでは、主な項目及びプロジェクトチームで議論となった項目について簡単にご説明させていただきます。

まず、1点目としまして、1ページの1、業務運営の効率化に関する項目を達成するためとるべき措置でございます。

①の一般管理費及び事業費については、平成21年度計画に設定した目標を上回る削減が実施されております。

ここでちょっと訂正なんです、4ページのところをごらんいただきたいと思います。このところに今回の詳細な報告があるのですが、中ほどの事業報告の表のところ、

このところの3段目にあります事業費というところの削減率、20年度予算、21年度予算、削減率というふうに並んでおりますが、三角の1.4となっておりますが、これを1.3としていただきたいと思っております。それともう一つ、同じように32ページのところにも実は同じ表が掲げられておまして、このところも同様に1.3というふうに訂正をさせていただきたいと思っております。いずれにせよ、この事業費についても目標1.3%減を実績として10.4%減ということで目標を上回る削減が実施されているということです。

それから、②番目、人件費につきましては、総人件費改革の目標を上回る削減が実施されております。これはその次のページ、詳細については4ページ、5ページのところに書いてあります。

それから、③、給与水準については、対国家公務員地域別指数、いわゆる地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数について、平成18年度の110.0より9.7%低下した100.3まで改善されました。また、給与水準の公表について、国と比べて給与が高い理由、給与水準の適正性の検証、講じる措置について、国民の理解が得られる説明が行われ、適切に対処しているということです。

地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数について、平成24年度まで100にする目標が設定されており、当該目標の達成に向けて引き続き取り組んでいただくようお願い申し上げます。

それから、④、随意契約については、随意契約見直し計画は達成され、入札及び契約事務について、契約審査委員会及び監事により十分なチェックが行われております。また、平成21年11月17日に閣議決定されました独立行政法人の契約状況の点検・見直しについてを受けて、平成22年2月に契約審査委員会が開催され、随意契約の妥当性について審議されております。また、5月には随意契約等見直し計画の策定が行われ、ホームページにおいて公表されているところです。

そのほか、⑤としまして、電子情報提供システム、⑥として、常勤職員の削減、⑦として、コンプライアンス委員会、⑧として、業務委託費の見直し、⑨として、研修の実施、⑩として、評価・点検の実施については、それぞれ適正に実施されていると認められます。これらの詳細については、添付資料の9ページから21ページに記載されております。

次に、2番目の2の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標するためとるべき措置でございます。

①の農業者年金被保険者資格記録の管理、迅速な事務処理等については、適切に実施さ

れています。被保険者資格記録の管理は適切な年金給付を行うため必要不可欠なものでございますから、適切な事業実施について一層努めていただくようお願い申し上げます。

それから、②の年金資産の運用については、法令等を遵守した運用が行われ、加入者に対して適切な情報がなされております。この詳細については25ページから26ページに記載されております。

それから、③の新規加入者につきましては、平成21年度の新規加入者数が目標の9割に達していなかったため、評価指標に基づき、bを評価したところでございます。平成19年度以降、3年連続こちらの項目はb評価となっております。今後は基金の加入推進取り組み方針に基づき、基金と業務受託機関が一体となり、効率的・効果的な制度普及活動を推進して、平成22年度の目標は確実に達成されるようお願い申し上げます。

④の制度普及及び情報提供については、費用対効果等の検証を行い、効率的・効果的な方法の検討をお願い申し上げます。また、ホームページの内容についても利用者のニーズを取り上げたものとなるようコンテンツの内容の改良に一層取り組まれるようお願い申し上げます。

3点目としては、3、財務内容の改善に関する事項については、すべての担保物件について分類の見直しを実施されており、適切に実施されていると認められます。

4点目として、4、長期借入金については、金利競争入札を実施し、有利な条件での借り入れが行われております。こちらの詳細は31ページにございます。

それから、5点目としましては、予算（人件費の見積もりを含む。）、それから収支計画及び資金計画でございます。予算の執行については、区分ごとに適切な執行を行い経費の削減計画が達成されています。今後とも事業実績等の把握に努め、実施状況、効果の検証を行い、効率的・効果的に委託業務を推進するようお願い申し上げます。

それから、6点目としましては、7、重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときはその計画については、千葉県柏市に所有する職員宿舎について、平成22年3月に売却が行われているところです。

それから、7点目としては、8、その他主務省令で定める業務運営に関する事項でございます。こちらは1名の職員削減を行い、高齢者継続雇用制度を活用し、非常勤職員を1名雇用するなど、計画どおり順調に実施されています。

積立金も旧年金給付費及び旧年金給付の借入金に係る経費の一部に充当されており、適切であると認められます。詳細については36から37ページにございます。

最後になります、43ページをごらんいただきたいと思います。

農業者年金基金の業務実績の評価に当たりましては、旧制度にかかわる業務の部分につきまして厚生労働省の評価委員会に意見を聞くこととされております。先月7月27日付で意見を伺ってありましたところ、44ページでございますが、8月18日付で意見をいただいているところでございますので、こちらを読み上げさせていただきます。

平成21年度における農業者年金基金の旧制度の給付に関する業務については、着実な実施状況であると判断される。

なお、業務の適正かつ効率的・効果的な執行をさらに進めるため、引き続き業務の運営能力の向上に向けて取り組まれます。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

続きまして、農林漁業信用基金プロジェクトチームの淵野委員からご説明をお願いいたします。

○淵野委員 農林漁業信用基金プロジェクトチームの淵野でございます。私のほうから平成21年度の業務実績評価についてご報告いたします。

信用基金プロジェクトチームにつきましては、8月4日に開催いたしました。信用基金から提出されました自己評価シート及び補足資料をもとに詳細な説明を受けるとともに、業務実績の検討を行ったところでございます。お手元の資料2-3になりますけれども、その1ページに沿ってご報告申し上げます。

冒頭でございますけれども、総合評価につきましては、大中項目3つがBで、それから6つの小項目がB評価でありますけれども、全体として見ますと、総合評価は指数化した評価の基準に従いまして、A評価ということでございます。

なお、S評価、D評価に該当する項目はございませんでした。

それでは、主要な項目について簡単にご報告申し上げます。

まず、1の業務運営の効率化、(1)の事業の効率化でございます。事業全体では、対19年度予算比で24%減少しているということでもあります。この主な要因は、農業漁業両信用保険業務の保険金支払いについては減少しておりますけれども、林業の信用保証業務において経済情勢等の外的要因によります代位弁済費13%の増加が上げられているところでございます。しかし、事業費総額で見ますと、引受審査の厳格化や部分保証の実施等の取り組みが行われておりまして、A評価といたしました。

しかし、ご案内のとおり、農林漁業の低利預託原資貸付業務につきましては、本年4月の事業仕分けの評価を受けておりまして、その評価結果を踏まえましてそれぞれB評価といたしました。このため中項目の事業効率化全体でB評価ということになりました。

政策目的に留意しつつ、引き続き、事業費の削減に取り組むことを期待しております。

次に、(3) 経費支出の抑制のところでございます。支出点検プロジェクトチームの設置等の取り組みを行いまして、一般管理費が削減されたほか、通信研修補助、永年勤続表彰副賞等の廃止という取り組みが行われまして、国民理解の点からも一層努力を引き続き取り組まれることを期待しているところでございます。

また、官民競争入札の対象とする案件はございませんでした。

次に、(4) 人件費の抑制でございます。特別都市手当を引き続き抑制するなどの取り組みが行われております。この結果、地域・学歴間のラスパイレス指数は20年度に比べ、3.2ポイント減少した97.3と改善努力が行われているところでございます。引き続き、給与水準の適正化に向けた取り組みに期待したいと思います。

次に、(6) 内部統制機能の強化でございます。理事長のリーダーシップのもと、コンプライアンスの強化に向け委員会の開催、外部講師を招いた全役職員に対する研修の実施等の取り組みが行われております。

一方、目標管理の導入による人事評価については、人事評価、成績を給与等に反映されているものの検討段階であり、まだ未導入でございます。昨年度に引き続き、B評価といたしました。今後、遅滞なく導入することを期待いたします。

次に、(7) 調達方式の適正化という項目でございます。閣議決定に基づく契約監視委員会を設置し、随意契約、一般競争入札の点検・見直し、公表による適正化に向けた取り組みを行っております。

なお、20年度はB評価でありました総合評価落札方式については、規定の明記等により対応済みでございます。

引き続き、調達方式の適正化に向けた取り組みに期待するところでございます。

以上のほか、業務運営体制の効率化、内部監査の充実についても十分な取り組みがなされていると評価いたしました。

続きまして、2ページの2行目でございますけれども、大項目の2つ目の国民に対して提供するサービスの項でございます。

従来からのアンケートの充実に加え、ホームページが容易に閲覧できるよう、ファイル

サイズの軽量化を図るなどの取り組みが行われたところでございます。

次に、大項目の3つ目の3、財務内容の改善で、(1)(2)の適切な保険料率・保証料率の設定等のための料率算定委員会での検討、引受審査の厳格化のための事前協議、モラルハザード防止対策のための部分保証の拡大などの取り組みが行われております。

なお、(3)の求償権の回収については、法人全体では目標を達成しておりますが、林業信用保証業務では担保不動産の価格低下の影響などにより、目標が未達成でございます。これが影響し、農林漁業全体の求償権回収、中項目でありますけれども、B評価ということになっております。債権回収業者との連携などの取り組みの一層の活用などによる求償権の回収実績向上に期待するところでございます。

次に、4つ目の大項目の4、予算、収支計画及び資金計画についてであります。

(1)の経費の縮減の取り組みについては、事業費総額は削減されておりますけれども、農業災害補償関係勘定において有価証券の減損処理5億円が行われていることから、ここは評価項目1つでございまして、大項目でB評価ということにいたしました。

運用管理体制の見直し等の改善が図られておりますけれども、今後の適切な運用を期待するところでございます。

なお、事業費総額削減の結果でございます(2)の当期損益は、法人全体で24億4,400万円の当期総利益を計上しております。これはページ46の表でございまして、林業信用保証勘定の当期純損失5億7,600万円に充当するため、前中期目標期間繰越積立金を取り崩したことから差し引いた利益剰余金は法人全体で87億4,700万円でございます。

(3)にあるように、当期利益は将来の支払い財源等に充てるため積立金に計上しております。

それから、5、6の長期短期借入、8のその他については、いずれも適切に実施されているということでございます。

最後の項のその他でございまして、農林漁業経営に対する資金供給の円滑のため、信用保険業務等の一層の発揮を期待するというところでございます。

また、勧告の方向性、整理合理化計画にかかわる事項のうち、先ほど申し上げました低利預託原資貸付業務につきましては、事業仕分けの評価結果を踏まえた評価を行ったということをつけ加えておきます。

農林漁業信用基金の業務実績評価の報告は以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、水資源機構プロジェクトチームの平松委員から、国土交通省独立行政法人評価委員会へ提出した意見について、ご報告をお願いいたします。

○平松委員　それでは、水資源機構プロジェクトチームを代表しまして、私、平松から、平成21年度業務実績に係る意見について報告させていただきます。

この水資源機構プロジェクトチームは、戸澤専門委員と中嶋専門委員、それから私の3名で構成されております。

平成21年事業年度に係る水資源機構の業務実績に関する意見につきましては、水資源機構法第42条第3項第1号の規定に基づきまして、国土交通省独立行政法人評価委員会が評価を行う際には、農林水産省、厚生労働省又は経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聞かなければならないとされております。

平成21事業年度の業務実績につきましては、お手元の資料2-4の1ページ目、表紙をめくっていただいた次のページになりますが、1ページ目にありますとおり、7月5日付で国土交通省独立行政法人評価委員会委員長より意見の提出が求められました。この意見の提出に当たりまして、水資源機構プロジェクトチームにおいて原案を作成後、書面により農業分科会各委員にこの意見（案）をお諮りし、いただいたご意見をもとに最終意見として取りまとめ、農林水産省独立行政法人評価委員会委員長名で国土交通省独立行政法人評価委員会委員長に提出いたしました。

その意見につきましては、資料2-4の2ページ目、先ほどの裏面にございますので、「記」以下のところを読み上げさせていただきます。

平成21年度における農林水産省所管に係る業務に関しては、計画に即した実施状況にあるものと判断される。

なお、当該業務が今後も第2期中期目標、中期計画及び年度計画に基づいて適切に実施されるとともに、業務実績評価が的確に行われるよう、別紙について参考とされたい。

その別紙といいますのが次のページ、3ページをごらんください。3ページ目が今申し上げました別紙でございまして、この別紙についても読み上げさせていただきます。

水資源機構は、業務全般において関係機関との連携や外因性リスクへの対応等を着実に進めていた。一方で、自らが水質事故を起こしたことは重大であり、このことを重く受け止め、組織内で事故の発生原因や今後の対策に関する情報の共有及び現場の管理体制の再検討をするとともに、利水者や関係機関等に対し、適時適切な情報提供等を行う等、積極的な連携を図り、再発防止に努められたい。

2項目めです。中長期的には水資源機構の主業務は維持管理型となることが予想され、事務的経費、人件費及び事業費の縮減が重要となる。一方で、過度な経費の削減や安易な業務の民間委託等が、職員のモチベーションや業務の質の低下を招かないように留意すべきである。

3項目め。水資源機構は、多様な利水調整や洪水調整への対応力の向上等に努めるとともに、高度な技術者集団として技術の開発、現場での技法の改善と実践を行い、本来業務の面で高いパフォーマンスを示している。今後も現地の実情に応じた対応を心掛けながら、水利調整や環境保全面等において広域の水系全体に目配りしたシステムの構築や長期的な視点に基づいた持続的な活動を期待したい。

最後の4項目めですけれども、水資源機構が競争性・透明性のある契約制度の導入等、入札・契約制度の改善に努めていることは評価するが、今後も透明性、公平性の向上に努めてもらいたい。

以上のような意見を7月27日付で提出いたしました。

その後、7月28日に開催されました関係4省合同会議には、農林水産省水資源機構プロジェクトチームの3名の委員全員が出席しまして、先ほどご説明しました農林水産省独立行政法人評価委員会の意見に加えまして、年度業務実績評定に当たり、プロジェクトチーム委員それぞれの意見を提示し、議論に参加したところです。

なお、提出した意見につきましては、評価調書（案）に反映されまして、本日8月23日に開催されています国土交通省独立行政法人評価委員会で最終的な取りまとめがなされることとなっていることをご報告いたします。

以上で、水資源機構の平成21事業年度に係る業務実績に関する意見の報告とさせていただきます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、水資源機構は既に審査済みということになりますので、それ以外の3つの法人の平成21年度業務実績に関する評価について、ただいまからご意見、ご質問の時間に入りたいと思います。

どうぞ、どなたからでも結構です。お願いいたします。

(発言する者なし)

○松本分科会長 ございませんか。

ございませんでしたら、私のほうから一つ注文がございます。

それは、農畜産振興機構のただいま平成21年度の業務実績の報告がございましたが、これについては何ら申し上げるところがないわけですが、これに関連して我が国の、言うまでもないことですが、農畜産振興においては、特に畜産の生産環境を整備することが非常に重要であると思っております。

今回の口蹄疫の問題は、これは平成22年に起こった問題で21年の問題ではありませんが、今ここで申し上げておかないと来年になると口蹄疫が我々のやっぱり話題から少し薄れて、そういう状況で申し上げていたのでは効果がない。そこで、まだ記憶に新しいところで私はやっぱり口蹄疫の問題は農畜産業のこの環境整備に非常に関連した大きな問題ではないかと思っております。そういう中で農畜産業振興機構の今回仕分けで大幅な縮小がなされたところがございます。こういうことをされますと、ますますもってあの口蹄疫の悲惨な状況がまたいつかは繰り返されると。同じ生物でありながら人ではないがゆえにああいうふうな非常に無残な格好で処理せざるを得ない状況は、もう本当に私ならずももう涙するところでございます。

そういうことで我が国の農業、特に畜産の整備環境の重視ということは、これはいつの時代でも重要でございますので、特に仕分けに関してはそういう点、農水省さんのほうから強く進言していただきたい。これが私が申し上げたいことでございます。

何か事務局のほうから私のただいまの意見についてございましたら、よろしく願います。

○農畜産業振興機構副理事長 座長から、ある意味励ましのお言葉をいただいたわけでございますけれども、農畜産業振興機構、口蹄疫の関係の事業としまして経営再開等に支援するための事業を行っているわけでございますけれども、私どももこういったウイルスによる伝染病といいますか、そういったものが感染する危険というのはこれからもふえることはあっても減ることはないと思っておりますので、そういうことが起きないように、万が一起きた場合にはきちんと対応ができるような対策が必要であるということを、これからも強く皆様方のお力をかりながら訴えてまいりたいと思っております。よろしく願いたいと思っております。

○生産局総務課長 農畜産業振興機構を所管しております農林水産省生産局でございます。

農畜産業振興機構の関係の事業仕分け、この4月に行われたわけでございますが、その中では畜産関係業務につきまして、いわゆる機構が持っておりますプール資金のあり方を見直して、緊急性のある事業以外は国直轄で実施するようなことも含めて事業を整理、縮

減するよというよな評価結果をいただいているところでございます。

これでございますけれども、プール資金につきましては、かつては非常にたくさん持っていた時期もあったわけですが、今、畜産の経営環境は非常に厳しい状況にございまして、いろいろな生産者に対する経営対策とかを実施をしている中で、プール資金のほうも非常に減ってきているという状況にあるわけでございます。こういったことも仕分けではご説明をさせていただいたところでございます。

仕分けに対する対応方法といたしましては、農畜産業振興機構につきましては、こういう厳しい状況の中で農家の経営安定対策、それから、それを補完いたします需給調整対策とか、あるいはご指摘がございましたような口蹄疫を初めといたしますその病気に対する対策、いわば緊急対策でございます。こういった対策につきまして、重点的に実施をしまいたいというふうに考えているところでございます。今後ともこういった対策につきましては、しっかりと取り組んでまいるように取り進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○松本分科会長 そのほか。

向井委員、どうぞ。

○向井委員 私も、ただいま、これは今年度のことだから、いわゆる21年度の評価にはいささか見合わないということで発言を控えさせていただいたんですけれども、ただいま委員長の方からあえて意見を述べていただきましたので、私のほうからお願いを若干したいというふうに思っております。

先般、私も宮崎のほうへ訪問させていただいて、それぞれ今回の発生の中心地の児湯郡等を私ども農家にお見舞いに伺ったんですけれども、そのときに児湯郡あるいは、えびの、都城、宮崎、さまざまなところの方が今おっしゃっていたのは、ぜひお願いしたいというのは、いわゆる補償金に対する課税の問題。当初は無課税であるというようなお話が流れていたそうなんです、どうも課税対象になるのではなかろうかというような話が出てきて、当初この復興に向けて再開したいという意欲を持つ方が90%ぐらいおられたんですけれども、先般、先週お聞きしたところ、多くの方がこれではとてもじゃないけど再開は考えざるを得ないということで、農協等の調査では6割方に減っているのではなかろうかというような、ご意見も伺ってきました。これがどういう形で反映されるかわかりませんが、今、委員長がおっしゃったことにいろいろな面のいわゆる施策に反映させていただければというふうに思います。

それと、もう1点は、いわゆる皆さんご存じのように、日本で初めてウイルスによる防疫という対策がとられたわけですが、およそ1,000件の農家の方の家畜たちがこれに殺されたわけですが、どうもこの方たちは災害でもないし、疾病でもないということで共済の資金もどうもおりないようだ。疑似患者の方たちは補償はされるんだけど、ワクチンの方たちはこれは補償の対象外ではなかろうかというようなお話も聞いてまいりました。特にワクチン等については、むしろ疑似患者でもないにもかかわらず、蔓延を防止するという非常に使命感を持って対応をされた農家の方たちがたくさんおられます。そういう方たちの思いを、そういう対応する、差別化するというのは、いささか当初の国があらゆる対応をとると約束された中でいささか問題があるのではなかろうかということ、言う場もないかと、若干違うと思うんですけども、ぜひ、お願いしたいなと思っております。

○松本分科会長 どうぞ、そのほか、お願いいたします。

夏目委員、どうぞ。

○夏目委員 農林漁業信用基金の業務実績について少しお伺いさせていただきたいと思えます。

2ページの予算のところ、当期損益が法人全体で24億4,400万円でございますけれども、この中に有価証券の損失が5億円というのがございます。どうしてそういうことになるのかというのを少しご説明いただきたいなと思えます。

独立行政法人は例えば業務運営の効率化につきまして大変な努力をなさっていらっしゃるわけですね。そういう現実がありながら、片や、その資金の運用リスクでもって例えば5億円があつという間に消えていってしまうというものをどういうふうにとめたらよいのか、少しご説明をいただきたいというふうに思えます。

○松本分科会長 それでは、説明をお願いいたします。

○農林漁業信用基金理事長 それでは、私のほうからご説明いたします。

ただいまご指摘のあった点は、銘柄は日本航空の社債でございます。ご案内のとおり、日本航空はもともとは国の傘下にあつてずっとやってきたわけでございますけれども、信用基金の有価証券運用については、一定の格付以上ということで運用してまいりました。当日本航空の社債につきましても当初は適格社債になっておりました。その後、いろいろな経緯がありまして格付が下がってまいったのは事実でございます。

私どももこれが最終的に国の指導によって再建されるのか、あるいはどういう形でこの

問題を処理されるのか、実はずっとウオッチをしてまいりました。最終的に残念ながら会社更生法の適用ということに至ったわけでございます。その過程で私ども、全く手をこまねいていたわけではございませんけれども、売却のチャンス等々を見極めておりました。残念ながら、一気に経営内容が悪化いたしまして売却のきっかけをつかむことなくロスが出たということでございます。

その過程で私どもの反省といたしましては、格付が一定の基準を下回った場合には売却等の検討をこれまで以上に早期に行うなどの運用の切りかえを行うことといたしました。こういう場で申し上げるのも何ですが、もう1社の航空会社についてもそのルールに基づきまして売却いたしました。全体としてはこういう投資をした社債に倒産事例が出たというのは実は今回が初めてでありました。

いずれにいたしましてもこうしたことが今後起こらないように、今申したように投資の基準をもう少し格上げする、あるいは当初投資した社債の格付等が下がった場合に、どの段階で売却等の検討をするかというルールをより厳格に改めるという措置を講じたところであり、今後そういうことがないように努めてまいりたいと思っております。

○松本分科会長 いかがですか。ご理解いただけましたでしょうか。

どうぞ、そのほか、お願いいたします。

(発言する者なし)

○松本分科会長 それでは、先ほどの夏目委員のご質問も含めて、特に大きな問題はございませんようでございますので、平成21年度業務実績に関する評価につきましては、本案のとおり決定するということでよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題でございます。次の議題は「平成21年度財務諸表について」でございます。

最初に事務局から説明をお願いします。

○消費・安全局消費・安全政策課課長補佐 消費・安全局消費・安全政策課の上河内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

財務諸表の検討につきましては、昨年と同様に財務諸表にお詳しい青柳委員、布施専門委員にご足労いただきまして、財務諸表検討会を7月7日と13日の2日間にわたって行ったところでございます。これには各法人の財務担当者、省内の法人担当課も交えてご検討

をいただいたところでございます。

資料の3-2から3-4は、各法人から提出されました平成21年度の財務諸表関係資料でございます。それぞれの資料の初めには財務諸表の承認に関しまして農林水産大臣からの諮問文の写しが添付されておりますので、ご確認ください。

事務局からは、以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、各法人の財務諸表に関する意見について、ご担当いただきました青柳委員からご説明をお願いいたします。

○青柳委員 それでは、私、青柳からご説明させていただきます。

今、事務局からお話がありましたとおり、7月7日と13日の2日間、私と布施専門委員の2人で財務諸表検討会に出席しました。各法人から比較財務諸表、事業報告書、その他の資料により説明を受け、私たちから質問をさせていただきました。

その結果、資料3-1、平成21年度財務諸表に係る意見としてまとめさせていただきました。本文を読まさせていただきます。

平成21年度財務諸表に係る意見。

独立行政法人通則法第38条第3項の規定に基づき、農業分科会として意見を述べるに当たって、私及び布施専門委員の2名により以下の意見を述べる。

独立行政法人の財務諸表の開示に当たっては、国民にわかりやすい開示となっているのが最も重要である。独立行政法人会計基準では、財務諸表に注記することが求められているが、国民にわかりやすい情報開示の条件を満たすにはこれだけでは不十分であり、追加情報が必要であると考えます。

以上の事情を踏まえ、法人が開示を通じて説明責任（アカウンタビリティ）を十分果たしているかどうかという視点から、評価委員は財務諸表に対し意見を述べることにする。

こういった観点で質問等をさせていただいたわけです。

結論が裏面に記載がございますが、農林水産大臣が各法人の財務諸表を承認することに異議はない。

なお、別紙、法人別意見に記載した事項については、今後の財務諸表作成に当たって留意されたいということで、留意事項をA4判の横の表に整備させていただきました。

留意事項については簡単に説明させていただきますが、まず、財務諸表、附属明細書、決算報告書に関しまして、①として、運営費交付金の収益化方法ということでございます。

この項目につきましては、私どもの前の委員の時代からコメントをされているものですが、農畜産業振興機構、それから農業者年金基金につきましては、検討課題ということでございます。

それから、農林漁業信用基金につきましては、運営費交付金がないため、この項目については該当がございません。

次に、②の決算報告書備考欄の記載についてでございますけれども、先ほどの観点、わかりやすいような記載ということでコメントをさせていただいております。農畜産業振興機構とそれから農林漁業信用基金につきまして、一部記載等がなかったという状態でわかりやすい記載という観点から留意事項とさせていただきました。

その他の項目につきまして、①の事業報告書記載についてですが、各3法人とも十分ではないというような状況でございましたので、昨年を引き続き、一部記載を留意事項として記載させていただきました。

②の減損会計への対応については、それぞれの法人にご検討をしていただいております。特に3法人とも減損損失がない状況でありますし、その他遊休不動産もないという状況ということは確認させていただいております。

③の財務諸表及び決算報告書に関する意見書ということでございますが、監事さんの監査報告書というものをそれぞれの法人に添付していただいておりますが、会計監査人の監査を受けている場合、その会計監査人の監査結果を踏まえたというようなことがわかるような、これも先ほどのわかりやすい記載ということでそれぞれ農畜産業振興機構、それから農業者年金基金、それから農林漁業信用基金について、一応わかりやすい記載を今後お願いしたいという形で留意事項とさせていただいております。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ただいまからご意見、ご質問の討議に入りたいと思います。

どうぞ。

ございませんか。

(発言する者なし)

○松本分科会長 ございませんでしたら、各法人の財務諸表につきましては、主務大臣の承認に当たり、異存なしとの意見でよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

ただいま、青柳委員並びに検討に当たっていただきました布施専門委員からご指摘がありましたように、各法人別の意見がこのようにまとめられておりますので、それぞれの指摘事項に従って特に注意していただき、今後の検討にこの注意事項をよく守っていただきたい、こういうふうに思います。ありがとうございました。

次の議題でございます。次の議題は、「独立行政法人農畜産業振興機構の短期借入金の借りかえについて」、「独立行政法人農林漁業信用基金の長期借入金の入札結果について」の報告でございます。

まず、農畜産業振興機構副理事長からご説明をお願いいたします。

○農畜産業振興機構副理事長 副理事長の内藤でございます。座ったままで説明させていただきます。

資料4でございます。独立行政法人農畜産業振興機構の短期借入金の借りかえについてと、1ページを開いていただきますと、砂糖関係の業務がございます。これは国内のさとうきび生産者、それから国内のてん菜、さとうきびを原料として砂糖を製造しますメーカーでございます国内産糖製造事業者に対して、輸入糖から徴収しております調整金と国からの交付金を財源としまして交付金を交付する業務でございます。

なぜ短期借入金が必要かということについて、2番目でご説明してございますけれども、この調整金収入は毎月ほぼ一定額、輸入量に応じまして徴収するわけでございますけれども、他方、交付金の交付というのは原料の収穫時期の関係でピークが1～3月ということになっております。そうしますと、徴収と支払いがそごを来してございますので、その間、短期借入金が必要になってくるということでございます。

21年度はこれに加えて、調整金の累積赤字に伴います累積調整金が減っております、それに伴いましてこの砂糖の勘定が累積赤字となっております。その手当てのための短期借入金がございましたので、それも加えて借入残高が発生するというところでございます。このようなことから、短期借入金とその借りかえが必要になってまいります。

その関係でございますけれども、3月11日に開催されました評価委員会の農業分科会でこの内容を説明し、その後、機構から農水大臣あてに借りかえの認可申請を行ったところでございます。認可に当たりましては、農水大臣から評価委員会に諮問がされ、ご了承い

ただきまして、3月29日に694億6,400万円の借りかえについて認可を受けたところでございます。この短期借入金の年度末におけます借りかえ実績は647億3,600万円余ということでございますので、この認可の額の範囲内でございました。

借りかえの条件でございますけれども、利率は入札によりまして決めます。その利率で借り入れることにしております。それから、償還方法は調整金収入等をもって償還をします。償還期限は借入日から1年以内ということでございます。

続きまして、資料のところに3ページ目には、この調整金収入と、それから支払いの関係の図が示してございます。

続きまして、4ページ目にでん粉勘定について記載をされてございます。でん粉勘定の業務も砂糖と同様、対象がかんしょ・でん粉原料用かんしょ生産者であり、ばれいしょ・かんしょを原料としてでん粉を製造する国内産の原料製造、でん粉製造事業者に対するものであるということが異なっております。

短期借入金とその借りかえの必要性につきましても、ほぼ砂糖と同様でございます、そういったタイムラグ、季節的な変動がございます関係で短期借入金が必要になってまいります。その関係の図につきましては6ページに記載してあるところでございます。

このでん粉につきましても同様に農水大臣から20億5,700万円の借りかえにつきまして認可を受け、そして年度末におきまして15億8,600万円余の借りかえを行ったところでございます。認可の額の範囲内でございました。

借りかえの条件も同様に入札で決定した利率によって借り、償還は調整金収入をもって行い、償還期限は借入日から1年以内というところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、ご報告させていただきました。どうぞよろしくお願いたします。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして農林漁業信用基金の長期借入金の入札結果について、理事長からご報告をお願いいたします。

○農林漁業信用基金理事長 それでは、長期借入金の入札結果について、ご報告いたします。

本件につきましては、去る3月11日の農業分科会においてご審議いただきまして、その後、5月20日付で主務大臣の認可を受け、このほどその上期分について入札を行ったところでございます。

資料5をごらんください。その結果についてご報告いたします。平成22年度上期の長期借入金入札結果をごらんください。入札日は6月8日、借入金額は2億600万円で、落札金利は0.629%でございました。

以上が上期分の長期借入金の入札結果の報告でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご報告いただきました2件の案件について、ご質問、コメント、何でも結構でございます。ご意見をお願いしたいと思います。どうぞ。

布施委員、どうぞ。

○布施専門委員 農畜産業振興機構の短期借入金の金額なんですが、こちらのほうは増加傾向にあると考えてよろしいわけでしょうか。砂糖関係の話で累積赤字に伴う短期借入金という表現があるんですが、これも年々増えていくということでもよろしいのでしょうか。

○松本分科会長 それでは、回答をお願いします。

○農畜産業振興機構副理事長 21年度は、残念ながら輸入の砂糖の量が減ってしまいました。あるいはこれは輸入の砂糖の価格が国際価格が上がりますと調整金の単価が下がるという仕組みになっておりますので、そういう意味では収入が減ってしまいました。他方、支出のほうは、南西諸島、それから沖縄のさとうきびの生産が非常によかったということもございまして、これは支出がふえてきたということ、こういった需給、その収支のアンバラが拡大しましたので21年度は拡大いたしました。ただ、これが拡大傾向かどうかというのは今後また制度を見直したりすることになりますので、そういったことの中で考えていく必要があろうかと思っております。

○布施専門委員 実質、長期を短期という意味ではないということ、需給の関係もあるという、ご回答でよろしいわけですね。

○農畜産業振興機構副理事長 私ども、基本的には季節変動、調整金収入が年間ほぼ一定で入るのに対して、出るほうが季節的なピークが生じてしまうということから、短期借入金が必要になるというふうに理解してございます。

○布施専門委員 ありがとうございます。

○松本分科会長 よろしゅうございますか。

どうぞ、そのほかお願いします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○松本分科会長 それでは、以上をもちまして第1部の議事を終了いたしたいと思います。第2部の議事に入ります前にここで一たん10分間の休憩をしたいと思います。ただいまあの時計が2時40分でございますので、2時50分まで休憩をいたします。

午後2時40分 休憩

午後2時50分 再開

○松本分科会長 それでは、議事を再開いたします。

第2部は、農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター及び家畜改良センターの3法人の議題を審議いたします。

まず、1つ目の議題は、「平成21年度業務実績に関する評価について」でございます。最初に各法人のプロジェクトチームからそれぞれ説明をいただいてから、先ほどと同じようにまとめて質疑を受けることにいたします。

それでは、まず、農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームの夏目委員からご説明をお願いいたします。

○夏目委員 農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームを担当しています夏目でございます。私から、プロジェクトチームにおける検討結果についてご報告させていただきます。

農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームは、本年7月29日に担当委員5名の出席のもと開催され、平成21事業年度の評価について検討を行ったところでございます。評価を実施するに当たり、法人に対して詳細なヒアリングを実施するとともに、法人からは自己評価シート、財務分析資料、随意契約関係資料等の補足資料が提出され、適切な評価を実施することができたものと考えております。

それでは、お手元の資料6-1をごらんください。まず、1ページの業務実績の総合評価をごらんください。まず、総合評価についてですが、当プロジェクトチームといたしましては、平成21年度の評価はAと評価させていただきました。

評価理由でございます。当該評価に至った理由についてですが、評価を行うに当たっては評価基準、評価指標とあわせて5月31日に政・独委から発出されました独立行政法人の業務実績に関する評価の視点を踏まえ、平成21年度業務実績評価の具体的取り組み、平成20年度評価に対する二次意見を踏まえて行っております。

中項目の評価を行うに当たり、評価指標に基づき小項目の評価を行いました。当法人は平成19年4月に3法人が統合して発足したところであり、業務も多様なことから小項目の

評価指標が194指標となっておりますが、すべての指標はaと評価しております。この小項目の評価を踏まえまして、中項目の評価でもすべての項目をA評価とし、大項目及び総合評価につきましては、業務実績及び達成度合い等を総合的に判断した結果、中期計画、または年度計画は的確に実施されているもののS評価とすべき事項はなかったことからすべての大項目及び総合評価についてはAと評価したところです。

次に、主な意見でございます。各大項目ごとの評価結果に対する主な意見といたしましては、まず、1ページの(1)業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置についてですが、まず、理事長は法人に与えられた使命、課題を的確に認識し、社会的ニーズに対応して的確かつ柔軟に業務運営を行うため、各分野の専門家からなるプロジェクトチームの設置、緊急時や繁忙時に機動的かつ柔軟に職員を配置するスタッフ制の活用など、効率的な業務運営に努めておりました。5から8ページに記載をしております。

また、業務の効率化を図り、人員を平成18年1月1日時点の722名から55名削減することにより、平成17年度決算額を基準として7.4%削減するなど節減に取り組むとともに、給与水準は国と比べて99.0であり、効率的な業務運営により経費削減は適切に行われていると判断されます。

なお、労働基準法の適用により国と算定基準が異なる超過勤務手当等を除き、国と異なる諸手当の支払いの実績はなく、諸手当については適正に支出されておりました。13ページから14ページに記載がございます。

次に、(2)国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置についてでございます。

食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取り組みにつきましては、有機資材適合性判定スキームの検討など4課題について、各課題ごとに設置されたプロジェクトチームにおいて調査分析等を実施するなど、効率的かつ効果的に実施しております。29から31ページに記載がございます。

また、窓口業務の全国における実施につきましては、事業者及び消費者から寄せられたさまざまな相談に対してすべての窓口において適切に対応されておりました。これらの取り組みが実施されたことを踏まえ、相談者の職業及び相談内容等の要因分析を行った結果、窓口業務の全国における実施が消費者等の利便性の向上に寄与したと評価できます。39から40ページに記載でございます。

そして、2(1)肥料関係業務、2(2)農薬関係業務、2(3)飼料及び飼料添加物

関係業務及び3（5）農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務については、平成21年度におきましても食品関係25課題、肥料関係5課題、飼料関係13課題及び農薬関係4課題の調査研究を実施し、それぞれ適切に取り組んでいると評価できます。

また、研究成果については、法人が行う検査分析や分析法の公定法化等に活用されていますが、農林水産分野におけるレギュラトリーサイエンスの推進及び食を取り巻く問題の重要性から見て、今後一層の有用な調査研究の推進及びその成果の活用が求められています。

なお、調査研究の実施に当たっては、外部評価の適切な利用と研究結果のわかりやすく、速やかな公表に留意する必要があります。45ページから46ページ、55から56ページ、60ページ、63ページ、83から86ページ、多ページにわたって記載をさせていただきました。

次に、2ページをごらんください。（3）予算、収支計画及び資金計画についてでございます。随意契約の見直しにつきましては、一般競争入札による契約のうち、一者応札となった契約の割合については、公告期間の延長や調達情報のPR等に努めた結果、平成20年度と比較して減少しており、改善が図られていたと評価できます。

また、一括再委託の禁止や再委託の把握に関する措置情報を規定するため、関係規程の改正を行っており、公共調達の適正化についての実効性の担保が図られたと評価できます。97から98ページに記載いたしました。

次に、3ページの（4）短期借入金の限度額、（5）重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときは、その計画、及び（6）剰余金の使途についてですが、今年度実績がございませんでしたので、評価しておりません。

次に、3ページの（7）その他主務省令で定める業務運営に関する事項についてでございます。

レクリエーション経費の支出はなく、レクリエーション経費以外の福利厚生費についても平成20年度に引き続き、医薬品等購入費用については労働安全衛生規則の規定による救急用具に限定するなど、適正な執行に努めておりました。

また、永年勤続表彰について見直しを行い、国の取り扱いに準じた内容に改善されており、適正な対応がとられたと評価できます。103ページから105ページに記載しております。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、種苗管理センタープロジェクトチームの井上委員からご説明を

お願いします。

○井上委員 申し上げます。資料の6-2をお手元にお持ちください。

最初の2ページ、3ページについて説明をしたいと思いますが、最初のほうは読み上げる形で行いまして、業務運営以降に関しましてはそれぞれの対応するページについて説明したいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、私、井上及び長村専門委員、鱈場専門委員とともに、評価の指標といたしましては、あらかじめ定められた評価の基準に従い、種苗管理センターが提出しました自己評価シート、補足参考資料に基づく業務実績の内容聴取、及び現地調査、これは群馬県の孺恋農場に、8月3日と4日に行きまして評価をいたしました。

(2)です。評価実施の過程といたしまして、評価の過程に当たりましては、中期計画の最小項目を単位とした5段階、S、A、B、C、Dの評価を行い、これら評価結果を積み上げて中項目、さらに大項目を評価しました。その結果、中期計画に掲げられた各項目の評価結果は以下のとおりとなりました。

①小項目120項目ありますけれども、S評価5項目、A評価98項目、B評価3項目、評価対象外14項目です。②中項目17項目で、A評価17項目。③大項目7項目、A評価5項目、評価対象外2項目といたしました。

総合評価結果といたしまして、平成21年度事業は、大項目についてすべてがA評価となっており、独立行政法人整理合理化計画における指摘事項に対しても的確な対応がなされていまして。

さらに、業務実績に対して独立行政法人の業務実績に関する評価の視点及び平成21年度業務実績評価の具体的取り組みについて、さらに平成20年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見を踏まえて総合的に勘案し、中期計画の達成に向けて順調に行われているとし、A評価と判断いたしました。

では、5ページをごらんください。2番の業務運営に対する主な意見等です。

1、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置について、全体として計画どおり順調に実施されています。

人件費の①です。人件費の削減にかかわらず、業績が上向きであるのは職員のモチベーションが高く維持されていることによると思われます。理事長の的確な采配とこれによる組織の機動力の発揮がそれを可能していると評価できます。

次、8ページをお願いします。種苗生産の効率化に向けて、ばれいしょ原原種の培養系

母本をもとにした急速増殖技術を活用した生産体制の実用化・導入は順調に進んでいますが、培養変異を十分チェックするシステムを整備し、品種の純粋性の維持に注意していく必要があると思われまます。

では次のページ、9ページの中ほどですけれども、さとうきび原原種生産に関する部分ですけれども、コスト低減努力は認められますが、一般栽培の作付面積の増加にもかかわらず、県からの原原種申請数量の減少から単位当たりコストは、前中期目標期間末の水準を上回ることとなっており、国や自治体の関係部局と連携して、申請数量を適正なものにする必要があるということでB評価といたしました。

効率化による経費の削減について、これは18ページをごらんください。肥料価格の高騰による業務費の不足が見込まれる中で、一般管理費につきましては、優先度の高い項目に限定して支出するとともに、業務経費についても農業用資材の一括調達や資材費全般の節減に取り組んだことにより、着実に進められているということは評価できます。

同じく、18ページの下のほうですけれども、整理合理化計画に即して設置したコンプライアンス委員会においてその基本方針を策定しています。また、行動規範を策定し、職員に周知する等、内部統制機能の強化に取り組んでいます。

次は21ページですけれども、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する項目です。全体として計画どおり順調に実施されています。

農林水産省の品種登録に係る栽培試験業務について、これはS評価としていますが、栽培試験方法等の検討を精力的に進めた結果、対象植物を18種類に拡大し、目標の2種類程度を大きく上回る達成状況となっています。

同じく21ページの中ほどの栽培試験対象植物種類数の拡大に合わせ、保存する対照品種については、新たに目標の2倍以上の809品種の拡大を図っているということで、これもS評価といたしました。

22ページの上段のほうですけれども、新規植物の種類別審査基準案の作成期間の短縮に向けて。現地調査の活用による効率化に取り組んだ結果、目標の1.5年以内を大幅に上回る8カ月となっています。これらの実績は、栽培試験業務の質の向上に資するものであり、高く評価できます。それぞれS評価といたしました。

次に23ページの下段のほうをごらんください。品種類似性試験ですけれども、日本で育成されたいぐさの品種、ひのみどり中国で無断増殖された上で日本へ輸入される懸念があるとの農水省の注意喚起により、短期間に多数の試験依頼が集中しました。これに対し

て業務横断的なチーム体制により機動的に対応した結果、依頼のあった82件すべてについてその結果を30日以内に依頼者に報告することができ、これは育成者権侵害対策の強化に資するものであり、S評価としました。

次、27ページの上段のほうです。種苗検査の適切な実施に向けた検査手順のマニュアルの作成についてです。目標の純潔種子率検査及び発芽検査の2つのマニュアルに加えて、検査計画策定、含水量の検査及び病害検査の3つのマニュアルを作成するとともに、品種純度検査のマニュアルについても改正を行っています。これも同様に高く評価できるものであるとし、S評価といたしました。

次に30から31ページですけれども、ばれいしょの原原種の配布に当たりましては、配布の迅速化とともに植物防疫法の検査とは別に原原種品質について自主検査を行い、配布先の種いも生産者に検査結果の提供を行ってきていますが、種いもの品質管理に極めて有用なものであるということから、引き続き、情報提供に努めていただきたい。また、ウイルス等の問題が発生した場合には早期の原因究明と対策についても引き続き、取り組んでいただきたいと思っております。

また、原原種の配布先である道や県に対しまして、アンケート調査を毎年度実施し、クレーム処理も適切に行っているということは評価いたしますが、アンケートへの記入が容易となるような回答様式の改善を図っていただきたい。

43ページから44ページの予算、収支計画及び資金計画です。運営費交付金は効率的に使われておりました。経費節減の取り組みとして、一般競争を原則とする契約、一括契約による効率的な執行等を行っています。また、資金配分につきましては、本所において農場からの個々の要求内容を精査し、センターの予算全体を調整した上で配分する方式により、選択と集中が可能となっております。ということでA評価といたしました。

45ページです。これは短期借入金の限度額は実績がなかったため、評価を行っておりません。

次に46ページの重要な財産の処分等に関する計画です。これは金谷農場の資産の売却及び業務移管先の西日本農場の施設整備について適切に進められております。

次、47ページの剰余金の使途についてですけれども、これは実績がないために評価を行っておりません。

続きまして48ページ、その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項ですけれども、業務の適切かつ効率的な実施が図られております。

8番のその他センター業務に関する指摘事項につきまして、これは46ページから48ページに記載されております。①の保有資産の管理・運用については、センターが所有する実物資産、庁舎やその他の敷地やほ場について、保有目的、用途、利用率等について検証した結果、これらは業務の実施に不可欠なものであり、有効に活用されていまして。また、財務諸表において、胆振農場の保護網室の減損が認識されていまして、これは、ばれいしょ原原種増殖体系の変更に伴うものであり、業務の効率化の結果であると認められます。

以下は人件費に関するところですが、これはちょっと前のほうに戻りますけれども、18ページの部分に記載しております。給与の水準については、職員と国家公務員との給与水準の比較指数は98.3であり、適切な水準となっております。

人件費につきまして、種苗生産部門等の要員の合理化により、決算額比で基準年度比3.5%の削減となっております。中期計画における削減目標、これは5年間で5%以上の削減に即した年次別削減計画に沿っており、順調に推移していると言えます。

法定外福利厚生費につきましては、すべて国の取り扱いに準じており、適正と認められます。

次、17ページの部分ですが、契約にかかわる部分です。契約についてですが、契約にかかわる規程類は総合評価方式や複数年度契約に関する規定についての的確に措置されております。

契約事務手続に係る審査体制につきましても同様に技術評定委員会並びに監事による契約書類のチェックは定期的に行われております。また、審査結果や監事による監査結果は理事長に報告され、実効性が確保されるよう努めているということが認められました。

随意契約の見直し計画ですが、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等によることとしております。これは17ページの下段のほうにございます。中期計画の初年度である平成18年度に締結された競争性のない随意契約21件、1億1,800万円のうち引き続き競争性のない随意契約となっているものは3件、1,600万円です。

なお、3件の内訳は官報の公告、土地借料、電気料である。直ちに競争性のある随意契約に移行することは困難であることから、見直し計画の達成に向け着実に取り組まれているものと判断いたします。

続きまして、一般競争入札における一者応札・一者応募につきましては、契約の55件のうち、一者応札・一者応募となった契約は6件、11%となり、前年度と比較して減少しており、改善が図られたと評価できます。前年度は48件のうち10件で21%でした。

なお、一者応札となった主な要因は、契約内容及び契約を締結する地域の事情等により、入札に参加可能な業者そのものが少なかったことによるものと考えられます。

独立行政法人の契約状況の点検・見直しにつきましては、監事と外部有識者をもって構成する契約監視委員会を設置し、競争性のない随意契約の見直しの徹底、さらには一般競争入札等について、真に競争性が確保されているか、点検・見直しが行われております。今後は点検結果を踏まえて、契約について一層の競争性の確保に努めていただきたいと思います。

内部統制の充実・強化についてですけれども、これはこれまで述べたとおりです。人件費の削減にかかわらず業績は上向きであり、理事長の的確な采配による職員の高いモチベーションの維持と組織の機動力が評価できます。また、整理合理化計画に即して設置したコンプライアンス委員会における基本方針や、行動規範の策定による内部統制機能の強化に取り組んでいるということが挙げられます。

以上で、報告を終わります。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、家畜改良センタープロジェクトチームの向井委員からご説明をお願いします。

○向井委員 それでは、家畜改良センターの検討結果について、私、向井のほうからご報告させていただきます。

家畜改良センターPTにおきましては、事前の評価作業といたしまして、萬野専門委員、加茂前専門委員、向井の3名が個別にセンターから提出されました各資料の予備的評価を行いまして、評価等に必要な疑問点の洗い出しを行いました。

この疑問点等について去る8月3日に3名の委員全員が出席し、法人から詳細な事業報告の説明を受けまして協議を行い、その結果、各項目について評価基準に定める指標に照らして評価を決定し、最後に業務の実績に関する評価結果を作成いたしました。

お手元の資料6-3、独立行政法人家畜改良センターの平成21年度業務実績に関する評価についてをごらんください。

まず、総合評価の結果でございますが、中期計画の達成に向け、年度計画に即して順調に業務が実施されていることが認められることから、総合評価結果はA評価といたしました。

次に、評価に至った理由でございますが、最下位の項目につきましては、中期計画及び

年次計画に即して設定した評価基準に照らしましてA評価106項目、B評価3項目といたし、評価対象外の1項目を除き、大項目についてはすべてA評価といたしました。

特に、家畜改良及び飼養管理の改善のうち、乳用牛のジャージー種や肉用牛の黒毛和種以外の品種、とりわけ日本短角種などの改良への支援につきましては、計画上の目標はおおむね達成されてはいるものの、家畜改良センターがさらに積極的かつ主体的に取り組むべきであったと考えることから、B評価といたしました。

ことしの家畜改良増殖目標の見直しに際して、特色ある家畜による多様な畜産経営や消費者ニーズにこたえた畜産物の供給といった課題への対応が求められていることや、事業仕分けにおいて民間が取り組まない分野に特化すべきとの結論が出されたことを考慮したものでございます。

さらに、今般の宮崎県における口蹄疫発生による教訓を踏まえれば、我が国の遺伝資源の保護の観点からセンターがさらに主体的に希少品種の育種改良・育種資源の保存に参加する必要があったと考えることから、B評価といたしましたわけでございます。

また、食味、つまりおいしさに関与する理化学成分を利用した家畜の選抜についても今後さらに分析を進め、早期に選抜に応用し得るレベルまで技術水準を向上させるべきとの考え方から、B評価といたしました。

以上の特筆すべき事項に加えまして、業務の重点化や組織体制の見直しなどの取り組みによる業務運営の効率化、国民に対して提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する取り組み、自己収入への取り組みや資産の活用などの財源関連の取り組み、さらに政府方針を踏まえた取り組み等を総合的に評価した結果、家畜改良センターPTでの総合評価はA評価が適切であるといたしました。

次に、業務運営に対する主な意見等について、大項目ごとにまとめましたので、かいつまんでご紹介申し上げます。

第1の業務運営の効率化に関する事項でございます。ヤギについては、計画どおり、民間を中心とした種畜の生産供給体制の移行等を行うなど、業務の重点化に積極的に取り組んでおりますが、高度な繁殖技術についてはセンターにおいてこれを維持し、民間に対する育種改良上の助言や技術支援に積極的に取り組まれることを期待します。

法人の内部統制の関係ではコンプライアンス委員会の活動を通じ、法令遵守の推進に積極的に取り組まれていること。リスク管理委員会を設置し、リスク管理体制を強化する取り組みが行われており、今後も積極的に取り組んでいただきたいと思います。

昨年の20年度の評価において、B評価としたコスト試算につきましては、種苗、鶏以外の牛、豚についても取り組まれており、計画的に実施されたと評価いたしました。さらに、牧場間比較や他法人比較を充実させ、詳細な要因分析を行い、コスト削減に活用させていただきたいと考えております。

第2の国民に対して提供するサービスに関する事項です。家畜の改良業務につきましては、先ほど申し上げましたようにジャージー種、日本短角種以外については、計画どおり順調に実施されていると評価いたしました。

飼料作物に関する業務につきましては、輸入穀物飼料への依存度を小さくするため、飼料増産のもととなる有料品種の種苗の確実な供給と普及に向けた実証展示等を継続して行っていただきたいと期待しております。

また、調査研究については、課題の重要度や目標の達成度を評価し、重点化を図ることも引き続き努めていただきたいと考えております。

第3の予算、収支計画につきましては、自己収入の増額、効率的な運営による経費の節減に継続的に取り組む姿勢がうかがえました。さらに、法人に設置されております契約監視委員会等の審査結果や助言に従って、一層の契約の透明化に努めていただきたいと思います。

第4の剰余金を使用する案件はございませんでした。剰余金に関する事項についても財務諸表等により特に問題はないと考えております。

第5のその他主務省令で定める業務運営に関する事項につきましては、保有する資産につきましては、引き続き有効活用の推進を図っていただく必要があると思われれます。特に、改良センターは土地や建物など多数の実物資産を所有していることから、その管理を適切に行っていただきたいと思います。

役職員の給与につきましても国家公務員の給与水準を踏まえた見直しを行っており、適切に公表を行うなど計画どおり実施していると評価いたしました。

また、昨年、政・独委から指摘されました種雄牛馬取扱手当につきましては、種牛、種馬の取扱作業の危険度合いや民間での支給状況を踏まえまして、現行水準で支給することについては特段に問題はないと考えております。

以上で改良センターのPTの報告を終わりたいと思います。

○松本分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明を受けました3つの法人の平成21年度業務実績に関する評価

かの法人では一者応札とか、一者応募についての記載のようなことがあったんですが、こちらの記載が特段なされていないのはそういうような事例が特段ないという理解をすればよいのか。資料のほうも他の法人は随意契約の資料が後ろについているのですが、こちらの法人に関しては特段資料としてついていないのですが、随意契約に関しても特筆すべきことがないという理解でよろしいのでしょうか。

○松本分科会長 それでは、どちらに回答をお願いしますか。

○家畜改良センター理事長 家畜改良センターの中でも随意契約というのは随分減らしてきています。それで一者応札も中にはあります。ありますけれども、今回資料として出していないということだと思いますけれども、特段大きな問題はなくて、我々も外部の監事の先生方々とかさまざまな監査をやっていただいていますけれども、その中でもできるだけ一者応札はないように、むろん随契はどんどん減らすようにということで減らしてきています。1年前、2年前に比べるともう何十%という形で減らしてきて、特段家畜改良センターがそこで問題になっているということはありません。

○松本分科会長 よろしゅうございますか。

どうぞありましたら、引き続いてどうぞ。

○布施専門委員 それに関しての取り組みに関しては、特段説明をする必要はないのかというのがちょっと疑問に思ったものですから。

○松本分科会長 取り組みについて、どうですか。

○家畜改良センター理事長 取り組みはかなり真剣にやっております、実質的にも成果は上がってきていますけれども、ただ、ここの評価項目というのになかったためにそういうところのデータというのを出さなかったということだと思います。必要ならば、いつでも出せますし、持っています。

○松本分科会長 できるだけつけたほうがいいですね。そうですね。

○布施専門委員 ええ。

○松本分科会長 ほかの法人がやっぱりそういったことをつけていますので、よろしくお願いします。

○布施専門委員 ありがとうございます。

○松本分科会長 どうぞ、そのほか。

ございませんか。

それでは、私のほうから1点。簡単なことで、なおかつちょっと気になることでござい

ますが、種苗管理センターで日本でせつかく育種に成功し、育種開発ができたそのいぐさ、ひのみどり。これが無断で中国で大量に増殖されたと。それが逆に今度は日本に入ってきたということに対して、これはDNA鑑定からはっきりしたんですが、その後の政府の対応というか、そういうことはどうなったんですか。けしからんじゃないかというふうに言ったんでしょうか。

○井上委員 ご質問は、種苗管理センターがその中国からのひのみどりに対して、どう対応したか、という意味でしょうか。

○生産局知的財産課長 すみません。生産局の知的財産課長でございます。

それにつきましては、国内と、あと中国に対する対応、2面から対応させていただいております。国内の関係業者に対しましては、こういった知的財産権を侵害するような事例については、法律上問題があるので使わないようにというようなことをパンフレット、あるいは説明会を開いて周知いたしておりますし、また、栽培されております中国に対しては、そのようなものが日本の知的財産権を侵害するようなものが中国で栽培されて、それが日本に入ってくることは問題だということを先方にも伝えて、先方も国内で指導するというような回答を得ております。

○松本分科会長 ありがとうございます。

どうぞ、そのほかございましたら。

(発言する者なし)

○松本分科会長 それでは、特に大きな問題になるような指摘はございませんので、平成21年度業務実績に関する評価につきましては、本案のとおり、決定するとしてよろしゅうございましょうか。

(「はい」と言う者あり)

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題でございます。次の議題は、「平成21年度財務諸表について」でございます。それでは、各法人の財務諸表に関する意見について、また、青柳委員からご説明をお願いします。

○青柳委員 それでは、第1部に引き続きまして、財務諸表に関する意見についてご説明させていただきます。

平成21年度の財務諸表に係る意見につきましては、先ほど本文を読まさせていただきましたので、省略をさせていただきます。法人別意見について簡単に説明させていただきます。

たいと思います。

まず、1の財務諸表附属明細書決算報告書の①、横書きになっている細かな字で恐縮ですが、記載したものでございますが、その①の運営費交付金の収益化方法につきまして、こちらについて先ほど申し上げましたとおり、私たちの前の委員からコメントしてきた内容でございますが、農林水産消費安全技術センター、それから種苗管理センター、家畜改良センターとも一応検討課題という形に回答していただいているところでございます。

②の決算報告書備考欄の記載については、3法人とも特に該当はなく、わかりやすい記載という形で行っていただきました。

2のその他、①事業報告書記載につきましては、家畜改良センターについては特にコメントはございませんでしたが、農林水産消費安全技術センター及び種苗管理センターにつきましては、十分でないものがあつたという形でコメントをさせていただきました。

②の減損会計の対応につきましては、それぞれ検討していただきまして、それぞれ減損をしていただいた内容等について正しく表示をされているということで、その他の遊休不動産はないという形でご報告をいただいております。

③の財務諸表及び決算書に関する意見書につきまして、監事の監査報告書についてでございますけれども、種苗管理センターは会計監査人の監査を受けていないことから該当はございません。それから、農林水産消費安全技術センターにつきましては、会計監査人の監査の方法及び結果について相当と認めるという形の記載がございましたので、こちらについては一応記載があつたということでわかりやすい表記だったということで認識しております。家畜改良センターにつきましては、第1部の法人と同様なんですけれども、わかりやすい記載ということで、今後表示を検討していただきたいという形でコメントをさせていただきました。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問を求めます。どうぞ。

ございませんか。

(発言する者なし)

○松本分科会長 それでは、特段ご意見がないようでございますので、各法人の財務諸表につきましては、主務大臣の承認に当たり、異存なしとの意見でよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題でございます。次の議題は、「役員給与規程の一部改正について」でございます。

事務局から、ご説明をお願いいたします。

○消費・安全局消費・安全政策課課長補佐 事務局でございます。資料は8-1、8-2ですけれども、両法人共通の措置であるため、一括してご説明させていただきます。

役員給与規程につきましては、通則法に基づき各法人が定めて主務大臣に届け出るようになっております。変更があった場合も同様でございます。この届け出があった場合に主務大臣は評価委員会に通知いたしまして、評価委員会は意見を申し出ることができることになっております。各法人の資料の初めに評価委員会あての農林水産大臣からの通知の写しを添付しております。

改正の内容でございますけれども、昨年8月にご審議いただきました期末特別手当の6月支給分についてでございます。これは支給月数を100分の160から100分の145に引き下げるという内容でございます。しかし、特例措置でありましたため、附則の改正で対応したところでございます。その後、恒常的な措置となったことから、附則から本則に規定するというものでございます。

ちなみに、他の4法人につきましては、3月にご審議いただきました12月支給分の改正時に既に措置済みでございます。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。どうぞ。

ございませんか。

(発言する者なし)

○松本分科会長 それでは、特段のご意見がございませんので、各法人の役員給与規程の一部改正につきましては、主務大臣に対し、意見の申し出はないということによろしゅうございましょうか。

(「はい」と言う者あり)

○松本分科会長 それでは、そのように対応させていただきます。

それでは、最後の議題、その他でございますが、文書課からお願いいたします。

○大臣官房文書課調査官 大臣官房文書課の調査官を務めております得田と申します。農水省の独法の制度の取りまとめ窓口をやらさせていただいております。先生方におかれましては、日ごろから大変お世話になっておりますことをこの場をおかりして厚くお礼申し上げます。どうもありがとうございます。

さて、本日ご連絡、ご説明させていただきたい案件と申しますのは、中期目標期間終了時の見直しの関係についてでございます。先生方ご案内のとおり、当省所管独立行政法人、所管しておりますもの13法人あるわけでございますが、このうちFAMIC、種苗、家畜など本年度末に中期目標期間が終了する法人がございます。独立行政法人通則法第35条に基づきまして、主務大臣はこの中期目標期間終了時に組織及び業務全般にわたる検討を行いまして、評価委員の皆様方のご検討いただくという段取りになってございます。

一方で、この政府全体、独立行政法人をめぐる動きというのがいろいろとございます。そうした中、今後この中期目標期間終了時の見直しが具体的にどう進んでいくのかというスケジュール的な部分、不透明な部分もあるんですが、今のところ考えられておりますのが、本年の年末まで、今年中を目途に中期目標期間終了時の組織及び業務全体にわたる見直し、これを決定いたします。そして、来年の2月、評価委員の皆様方の任期満了日をはさみまして来年の3月、すなわち本年度末までの間に新しい中期目標を決定すると、そういう運びになると考えられるところでございます。

いずれにしてもこうしたいろいろと独立行政法人をめぐる状況がいろいろある中でございまして、任期の件、そういったもろもろのことも含めまして、検討体制も含めまして、秋以降に大臣のご指示なり政府全体の動きを踏まえまして中期目標がらみの話につきまして、秋以降また具体的に進めていきたいと思っております、夏の段階では実績評価など例年の案件を議論をしていただくというふうに考えてございます。

また、この秋以降の段取りにつきましては、大臣の指示を踏まえながら、松本委員長とご相談の上で進めさせていただきたいと考えてございまして、改めて先生方にはご連絡を差し上げたいと考えております。

不十分でございますが、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の議事につきましては終了いたしました。

そこで全体を通しまして、もう一度何かご意見、ご質問がございましたら、この際お受

けしたいと思います。どうぞ。

ございませんか。

(発言する者なし)

○松本分科会長 ございませんでしたら、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

○消費・安全局消費・安全政策課長 長時間にわたりまして、ご審議をいただきましてありがとうございます。先ほどもちょっと文書課からございましたけれども、今後の分科会の議事なり、開催日程につきましては、できるだけ十分の時間の余裕をもってご連絡差し上げたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それから、きょうの資料でございますけれども、かなり分量もたくさんございますので、お申し出をいただければ事務局のほうで、後から郵送するというふうに手配をさせていただきますので、その点についてもよろしく願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

○松本分科会長 それでは、以上をもちまして、農林水産省独立行政法人評価委員会第33回農業分科会を閉会といたします。

委員及び専門委員の皆様方には長時間にわたりまして大変熱心なご審議、まことにありがとうございます。

これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

午後3時42分 閉会